

東三河県庁（仮称）設置プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第1条 東三河県庁（仮称）の設置に向け、その役割と機能、地域で総合的な判断ができる権限及び執行体制等について調査、検討及び調整を行うため、庁内検討組織として東三河県庁（仮称）設置プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び調整を行う。

- (1) 東三河県庁（仮称）の役割と機能
- (2) 東三河県庁（仮称）の権限・執行体制
- (3) 東三河地域のあり方と振興策
- (4) 東三河地域の市町村始め地元関係者の意向
- (5) 他地域の県民事務所を始めとする地方機関のあり方
- (6) その他東三河県庁（仮称）の設置に関して必要な事項

（構成及び構成員）

第3条 プロジェクトチームには、リーダー、副リーダー及びチーム員を置く。

- 2 リーダーの下に、本庁チーム及び東三河チームを置く。
- 3 本庁チームは、主に第2条第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する事項について、東三河チームは、主に第2条第1号、第3号及び第4号に規定する事項について、調査、検討及び調整を行うものとする。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームを統括するものとし、東三河地域を担当する副知事をもって充てる。
- 5 副リーダーは、共同して、リーダーを補佐するものとし、別表第1に掲げる職員をもって充てる。
- 6 チーム員は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 7 リーダーは、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、その他関係する所属の職員をプロジェクトチームに参加させることができるものとする。

（会議）

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係の副リーダー、チーム員のみによる会議を招集することができる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者をプロジェクトチームの会議に出席させることができる。

（会議等の公開）

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することによりプロジェクトチームの適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、プロジェクトチームがその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

（雑則）

第6条 プロジェクトチームの事務局は、総務部総務課及び東三河県民事務所県民安全課内に置く。

- 2 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

別表第1（第3条第5項関係）

本庁チーム	東三河チーム
総務部長	新城設楽山村振興事務所長 東三河県民事務所長

別表第2（第3条第6項関係）

部 局 等	本庁チーム	東三河チーム
知事政策局	企画課長	
総 務 部	総務課長 財政課長 市町村課長 人事担当局人事課長	東三河県税事務所長
地域振興部	地域政策課長	
県民生活部	県民総務課長	
防 災 局	防災危機管理課長	
環 境 部	環境政策課長	
健康福祉部	健康福祉総務課長 医療福祉計画課長	新城保健所長 豊川保健所長 新城設楽福祉相談センター長 東三河福祉相談センター長
産業労働部	産業労働政策課長	
農林水産部	農林政策課長 水産課長 農林基盤担当局林務課長 農林基盤担当局森林保全課長	新城設楽農林水産事務所長 東三河農林水産事務所長 東部家畜保健衛生所長
建 設 部	建設総務課長 建設企画課長 港湾課長	新城設楽建設事務所長 東三河建設事務所長 三河港務所長
出納事務局	管理課長	
企 業 庁	管理部総務課長	東三河水道事務所長 三河港工事事務所長
教育委員会 事 務 局	管理部総務課長	東三河教育事務所長